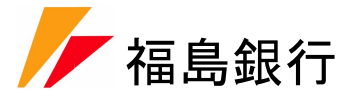


平成 23 年 10 月 20 日



東日本大震災により被害を受けられたお客さまに対する
「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」の発行について

このたびの東日本大震災により被害を受けられた皆さまには心よりお見舞い申しあげます。

東日本大震災により被害を受けられたお客さまに対する平成 23 年度分「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」の発行について下記のとおりご案内申しあげます。

記

当行では、東日本大震災に係る「税制上の特例措置」を受けて、平成 23 年度分「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」(注)を発行するにあたり、お客様より居住の用に供していた家屋が東日本大震災により被害を受け、居住することができなくなった場合において、居住の用に供することができなくなったことのお申出をいただければ、当該家屋に居住することができなくなった日の残高を記載した「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」を発行させていただきます。該当されるお客さまにおかれましては、お手数ではございますが、お取引店またはお近くの当行窓口までお申し付けください。

(注)「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」は住宅借入金等特別控除を受けるために必要な書類として該当のお客様に発行しております。

以上